

小兒頭髮風

想流とはさげ下地なるべし片はづしの如く見ゆる鬚の笄を抜ば下髪となる是も形の變する故如此名づけしにやあらん。

〔松屋筆記六十七〕髪の貌

按に、万葉の歌、伊勢物語の歌などに、たぐとも、あぐともよみたるを、合せ考るに、女兒はじめは目刺にて、八歳より童放^{フタハナリ}にし、それよりや、十二三にもなれば、頂結放^{ウナキハナリ}にもし、人に嫁に至ては、結髮^{カミアゲ}せし也、頂結放は半元服などいふ類なるべし。

〔松屋筆記百三〕振分髪

按小兒生て七日許にはじめて胎毛^{ウツガ}を鋏取を棄髮^{カスギ}といふ、然て二三歳までは羅髮^{ラヒ}の體也、それより髮置とも、深曾木とも、尼曾木ともいひて、肩のほどにくらべて髪の末を鋏取、八歳まで此體にであるを、和良波とも、振分髪ともいふ、和良波は髪の下端のわらくと亂垂たるよりいふ名、振分髪は、項より左右の頬に毛の分れ下れるよりいへる名也、八歳の後は、女童はや、毛を延して、肩を過ぐる許に下げ、中間の毛を取分て、頂上にて束ね結ひ、宇奈爲^{ウナ}とす、束髪を宇奈爲といひ、廻りの垂下れる振分髪を波奈利^{ハナリ}といふ宇奈爲波奈利とは、二ツを合せて呼る名也、こゝは女兒の歲いまだ十三四にもいたらずして、擧て女の體に成には、短き振分髪なれば、春草^{ワカ}を假髮^{スヌ}にしてか舉結らんも、思ひやりてよめる也、多久は手操にて、手操て、髪舉する事也、

伊勢物語段廿三に

くらべこしふり分髪も、肩過ぎぬ君ならずしてたれかなづべき、按果句諸本たれかあぐべきに作れるはよろしからず、今は朱雀院塗籠御本に据る、こは万葉集十三卷右^{廿四丁}長歌に、歲乃八歲叫鑽髮^{カツルカタ}乃吾何多髮過^{スギタチバナノホシエチ}桶末枝乎過而^{スギテコバハノシタチガラナガコロマテ}此河能^{ノシタ}下文長汝情待^{チガラナガコロマテ}とあるを據にてよめる歌也、おもふに、振分髪も、肩過ぬといひ、男をおもふ心も切なれば、女兒十一二歳許の時の歌なるべし。